
Gold Time ポイント利用規約

第1条（本規約の目的）

Gold Time ポイント利用規約（以下「本規約」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が発行する Gold Time（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本会員及び家族会員（以下両者を「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

- 1.会員に対して提供するポイントの名称は、「Gold Time ポイント」（以下「本ポイント」といいます。）といいません。
- 2.本ポイントサービスは、会員の本カードによるカードショッピングの利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社が本ポイントを付与します。
- 3.会員の本カード利用によるポイント付与は本ポイントのみとし、当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けることはできません。
- 4.会員が、本ポイントサービス以外に当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けている場合であっても、当該サービス間のポイント付替・合算などはできません。

第3条（本ポイントの付与および条件）

- 1.本ポイントは、毎月当社所定の日に締め切られた新規のカード利用代金に応じて付与されるものとします。
- 2.本ポイントは、会員のカード利用代金に応じて付与します。
- 3.前項のカード利用代金には、Edy、nanaco、Kyash、WebMoney、TOYOTA Wallet 等の電子マネー及びキャッシングサービス、カード年会費、その他当社所定のものとは含まないものとします。
- 4.本ポイントは、下記第5項の支払方法によるカード利用を除き、各月の新規カード利用代金合計金額に対し 200 円（ただし、200 円（税込）未満は切り捨てます。）ごとに 2 ポイントに換算し、付与いたします。
- 5.リボ払い、3 回以上の回数指定分割払を利用した場合は、各月の新規カードショッピングリボ払い利用代金合計金額 200 円（税込）ごとに 4 ポイントに換算し付与いたします。（ただし、200 円（税込）未満は切り捨てます。）ただし、以下の場合には、新規カードショッピング利用代金合計金額に対し、前項の割合でポイントが付与されます。(1)リボ変更サービス利用前に既にポイントが付与されている場合。(2)請求金額確定後にリボ変更サービスを利用した場合。(3)リボ払いの利用で、当社がポイント付与を行う際に、会員が新規カードショッピングの利用代金合計金額の全額又は一部の期限前弁済を行っていた場合。

第4条（本ポイントの還元）

本ポイントの還元は、当月の当社所定の日において、本ポイント数が 200 ポイント以上の会員に対し、200 ポイント単位で「J デポ」に自動引換することにより還元を実施します。200 ポイント単位未満の場合は、ポイント引き換えの対象外となり当月のポイントは自動的に失効するものとします。

第5条（還元の条件）

J デポの還元は、次の条件を満たした場合に行われるものとします。(1)当月の累計ポイントが 200 ポイント以上であること。(2)当社が、J デポの還元を行う時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。

第6条（「J デポ」の利用について）

- 1.J デポとは、カードショッピング利用金額から、J デポ金額分を差し引いてご請求させていただく値引きシステムです。J デポの有効期間は付与した月から 3 ヶ月後の末日迄です。
- 2.J デポは、J デポの有効期間内に本カードを利用したカードショッピング利用代金から当社が J デポ金額分を差し引きして請求することをもって利用されたものとみなします。なお、J デポの値引きの対象となるカードショ

ッピングについては、予告なしに追加または変更することができるものとします。

第7条（Jデポの通知）

当社は、会員に対して還元するJデポ金額および累計された有効なJデポ金額ならびに有効期間等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書またはインターコムクラブのご利用代金明細照会（以下これらを総称して「ご利用代金明細等」といいます。）により通知するものとします。

第8条（公租公課）

本ポイントサービスにより付与された本ポイントについて、公租公課が課せられる場合は、会員が公租公課を負担するものとします。

第9条（権利の喪失およびサービス停止等）

1.会員が、本カードの会員資格を喪失した場合、理由の如何を問わず、当社は会員に通知することなくポイント付与を停止し、会員は当該事由発生前に付与されたポイントを含め本ポイントサービスの提供を受ける資格を喪失するものとします。

2.当社は、当社に対する支払債務を延滞した会員に対し、何らの通知をなくして本ポイントの付与等のサービスを停止することができるものとします。

第10条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第11条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、本ポイント付与資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第12条（変更・中止・終了等）

1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。

2.前項により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条（適用）

本規約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとします。

第14条（準拠法）

本ポイントサービスの内容に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。